

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文

(傍線部分は修正部分)

○ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)

修正案	原案
<p>(刑法の一部改正)</p> <p>第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第二編第十九章の次に次の一章を加える。</p> <p>第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪 (不正指令電磁的記録作成等)</p> <p>第六十八条の二 人の電子計算機における実行の用に供する目的で、正当な理由がないのに、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録</p> <p>2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人</p>	<p>(刑法の一部改正)</p> <p>第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第二編第十九章の次に次の一章を加える。</p> <p>第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪 (不正指令電磁的記録作成等)</p> <p>第六十八条の二 人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録</p> <p>2 前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実</p>

の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第六十八条の三 前条第一項の目的で、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条中「図画」の下に「電磁的記録に係る記録媒体」を加え、「販売し」を削り、同条後段を次のように改める。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

第七十五条に次の一項を加える。

2 有償で頒布し、又は不特定若しくは多数の者に提供する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の一部を次

行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第六十八条の三 前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条中「図画」の下に「電磁的記録に係る記録媒体」を加え、「販売し」を削り、「又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する」を「若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する」に改め、同条後段を次のように改める。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

第七十五条に次の一項を加える。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の一部を次

のように改正する。

第九十九条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、専ら当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めると足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

(中略)

第九十七条に次の八項を加える。

捜査については、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者が業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録について、消去のおそれがあると認められるときは、これらの者に対し、当該電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。

前項の規定による求めは、一回に限り行うことができる。

のように改正する。

第九十九条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めると足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

(中略)

第九十七条に次の二項を加える。

捜査については、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、九十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めると至つたときは、当該求めを取り消さなければならぬ。

(新設)

第三項の場合には、遅滞なく第二百十八条の令状（差押え又は記録命令付差押えに係るものに限る。）を求める手続きをしなければならぬ。

第三項の場合において、同項の電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、同項の規定による求めを取り消さなければならない。

第三項の規定による求めは、書面により行わなければならない。

第三項の規定による求めに応じた者は、同項の電磁的記録を消去しないようにするために必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

第三項の規定による求めに応じた者は、その求めに関する事項の漏えいにより生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。

政府は、毎年、第三項の規定による求めをした件数、その求めに係る罪名、その求めの対象とした通信手段の種類並びにその求めが行われた事件に関して差押え又は記録命令付差押えをした件数及び逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(削る)

第二百十八条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、専ら当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第二条第一項中「共同の目的を有する」を「犯罪を実行することを主たる目的又は活動とする」に改め、同条第二項第一号中「別表に」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

前二項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第二百十八条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第二条第二項第一号中「別表に」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 別表第一第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は別表第二に掲げる罪

ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

第二条第二項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二第一項（証人等買収）の罪

ロ （略）

第二条第二項に次の一号を加える。

五 第六条の二第一項又は第二項（組織的な犯罪の共謀）の罪の犯罪行為である共謀（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした者が、その共謀に係る犯罪の実行のための資金として

イ 別表第一第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は別表第二に掲げる罪

ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

第二条第二項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ （略）

第二条第二項に次の一号を加える。

五 第六条の二（組織的な犯罪の共謀）の罪の犯罪行為である共謀（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした者が、その共謀に係る犯罪の実行のための資金として使用する目的で取

使用する目的で取得した財産

(中略)

第六条の次に次の一条を加える。

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三条2(a)から(d)までのいずれかの場合に係るものに限る。)で、組織的犯罪集団の活動(組織的犯罪集団(団体のうち、死刑若しくは無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一第二号から第五号までに掲げる罪を実行することを主たる目的又は活動とする団体をいう。次項において同じ。)の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該組織的犯罪集団に帰属するものをいう。第七条の二において同じ。)として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、その共謀をした者のいずれかがその共謀に係る犯罪の予備をした場合において、当該各号に定める刑に処する。ただし、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪については、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

得した財産

(中略)

第六条の次に次の一条を加える。

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

二 長期五年を超え十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三条2(a)から(d)までのいずれかの場合に係るものに限る。）で、組織的犯罪集団に不正権益（組織的犯罪集団の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該組織的犯罪集団の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該組織的犯罪集団又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。）を得させ、又は組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

3 前二項の規定の適用に当たっては、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならず、かつ、会社、労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようなことがあつてはならない。

第七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（証人等買収）

二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、第三条第二項に規定する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

（新設）

第七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（証人等買収）

第七条の二 (削る)

- ① 次各号に掲げる罪に当たる行為（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三条2(a)から(d)までのいずれかの場合に係るものに限る。）が、組織的犯罪集団の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は当該各号に掲げる罪が第六条の二第二項に規定する目的で犯された場合において、当該各号に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に
関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- 一 別表第一に掲げる罪

第七条の二 次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に關

- し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- 一 別表第一に掲げる罪
- 二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪
- 2 前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

2 前項の規定の適用に当たっては、被疑者又は被告人の防御をする権利を不当に制限するようなことがあつてはならず、かつ、弁護人としての正当な活動を制限するようなことがあつてはならない。

第十二条中「第九条第一項」を「第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項」に、「刑法第三条」を「同法第三条」に改める。

(中略)

第七十四条中「行われたとしたならば」の下に「第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表第一(第二条、第六条の二、第七条の二関係)

- 一 第六条の二第一項又は第二項(組織的な犯罪の共謀)の罪
- 二 第七条の二第一項(証人等買収)の罪
- 三 (略)
- 四 刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)の罪(裁判、

(新設)

第十二条中「第九条第一項」を「第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項」に、「刑法第三条」を「同法第三条」に改める。

(中略)

第七十四条中「行われたとしたならば」の下に「第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同条の罪又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表第一(第二条、第七条の二関係)

- 一 第六条の二(組織的な犯罪の共謀)の罪
- 二 第七条の二(証人等買収)の罪
- 三 (略)
- 四 刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)の罪(裁判、

検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る
審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに
限る。又は同法第二百二十三条（強要）の罪（次に掲げる罪
に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若し
くは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若
しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用さ
せる目的で犯されたものに限る。）

イ 第六条の二第一項又は第二項（組織的な犯罪の共謀）の
罪

ロ 第七条の二第一項（証人等買収）の罪

ハ ホ （略）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、死刑又は無期若しく
は長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められて
いる罪

五 （略）

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第十条 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九
号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、

検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る
審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに
限る。又は同法第二百二十三条（強要）の罪（次に掲げる罪
に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若し
くは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若
しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用さ
せる目的で犯されたものに限る。）

イ 第六条の二（組織的な犯罪の共謀）の罪

ロ 第七条の二（証人等買収）の罪

ハ ホ （略）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、死刑又は無期若しく
は長期四年以上懲役若しくは禁錮の刑が定められている
罪

五 （略）

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第十条 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九
号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、

次に掲げる処分をすることができる。

一〇五 (略)

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者が業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録について、消去のおそれがあると認められるときは、これらの者に対し、当該電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう求めること。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。

附則

(旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 第二条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日又は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処す

次に掲げる処分をすることができる。

一〇五 (略)

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、九十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう求めること。

附則

(旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 第二条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日又は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処す

るための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第

号。附則第八条において「刑法等一部改正法」という。）

の施行の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条 刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附則第一条第四号中「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日」を「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日」に改める。

（不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する

るための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第

号。附則第八条において「刑法等一部改正法」という。）

の施行の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条 刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附則第一条第四号中「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日」を「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日」に改める。

（不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する

法律（平成十八年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成十七年法律第 号」を「平成十八年法律第 号」に改める。

法律（平成十七年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（新設）